

令和8年7月8日

放課後等デイサービス事業等利用者の皆様

世田谷区放課後等デイサービス等月額利用料負担軽減の実施に伴う お願いについて

日頃より、世田谷区の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

世田谷区では、令和8年7月から独自の取組みとして、放課後等デイサービス等をご利用されている方の利用者負担軽減を開始しました。これに伴い、令和8年7月以降の利用者負担上限月額、現行額の2分の1となります。

この制度の開始に伴い、複数の事業所をご利用の方については、月額利用料の上限額管理に関する手続きが必要となる場合がありますので、下記内容をご確認ください。

記

1. 複数の事業所を利用している場合の月額利用料の上限額管理について

これまで、所得区分「一般2」（利用者負担上限月額37,200円）に該当する方については、上限額管理の手続きは原則、必要ありませんでした。

しかし、令和8年7月から区の利用料負担軽減事業が開始されたことにより、区独自の利用者負担上限額が18,600円となります。そのため、所得区分「一般2」に該当し、複数の事業所を利用している方については、新たに上限額管理が必要となる場合があります。

所得区分「一般2」に該当し、複数の事業所をご利用されている方は、お手数をおかけしますが、お住まいの地域を担当する総合支所保健福祉課障害支援担当（※裏面3、参照）へご連絡のうえ、上限額管理に関する手続きを行っていただきますようお願いいたします。
※支給日数等により、月額利用料が区独自上限額（18,600円）に達する見込みがない場合を除き、原則、手続きを行ってください。

2. この制度についてのお問い合わせ先

世田谷区役所障害保健福祉課

電話 03-5432-2242 FAX 03-5432-3021

次ページをご覧ください

3. 上限管理に関する手続きのご連絡先

【お住いの地域の総合支所保健福祉課】

世田谷 総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話 5432-2865	Fax5432-3049
北沢 総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話 6804-8727	Fax6804-8813
玉川 総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話 3702-2092	Fax5707-2661
砧 総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話 3482-8198	Fax3482-1796
烏山 総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話 3326-6115	Fax3326-6154

4. 世田谷区ホームページにおける制度概要の該当ページ

世田谷区ホームページ ページID：32576

世田谷区ホームページ 二次元コード



利用者の皆様にはお手数をおかけしますが、制度の円滑な運用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2242 FAX 03-5432-3021
世田谷区役所障害保健福祉課

次ページ以降で上限額管理の説明をしておりますので、ご覧ください。

1. 上限額管理について

障害児通所支援を利用すると、利用料の 1 割を負担していただきますが、世帯の所得に応じて 1 か月に支払う金額には上限が設定されています。

複数の事業所を利用した場合、それぞれの事業所が利用料を請求すると、ご家庭が上限額を超えて負担してしまう可能性があります。

そこで、1 つの事業所が「上限額管理事業所」となり、各事業所の利用状況を確認しながら、ご家庭の負担額が上限を超えないよう調整する仕組みが「上限額管理」です。

今回、放課後等デイサービス等利用料につきましては、区の独自負担軽減の実施により、所得区分一般2にあたる方の上限額「37,200 円」が「18,600 円」になることで、これまで行っていなかった上限額管理が新たに必要になる場合がございます。

2. どんな方が対象ですか？

次の両方に当てはまる方が対象となります。

- ✓ 同じ月に複数の障害児通所支援事業所を利用している
- ✓ 利用者負担額が月額上限額に達する可能性がある

3. 放課後等デイサービス等利用者負担上限月額例

令和 8 年 7 月からはこちら

区分	国の負担上限月額	区の独自負担上限額
生活保護受給世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
市町村民税課税世帯（所得割 28 万円未満）	4,600 円	2,300 円
上記以外の世帯	37,200 円	18,600 円

※令和 8 年 7 月以降は、区の独自上限額が適用されます。

4. 上限額管理が必要な例

例

区の独自負担上限額：18,600 円

利用事業所	利用者負担額
A 事業所	15,000 円
B 事業所	7,500 円
合計	22,500 円

この場合、本来の負担上限額は 18,600 円です。

上限額管理を行わないと、22,500 円を支払うことになる可能性があります。

上限額管理を行うことで、

項目	金額
本来の利用者負担額合計	22,500 円
区の独自月額上限額	18,600 円
実際の負担額	18,600 円

となり、上限額を超えて支払うことがないように調整されます。

以上